島田市立五和小学校　いじめ防止基本方針

基本方針

○　いじめは重大な人権侵害であるという視点をもち、指導を行う。
○　いじめは、どの学校、どの学級、どの子供にも起こりうるという認識をもって、指導にあたる。
○　「学びを実感できる授業」を通して、「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
○　学級内のコミュニケーションを活発化するため、人間関係づくりプログラム・各種アンケートを活用する。

【保護者・地域との連携】

○　担任はもとより、教職員の誰でも相談に応じることを伝える。
○　ＳＣやＳＳＷ等の相談機関があることを知らせ、周知を図る。
○　学校便り・ホームページを活用し、子供たちの様子について知らせる。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

○　担任だけに任せることなく、「チーム五和小」として全職員が協力して取り組む。
○　危機管理研修を通して、職員の共通理解を図る。
○　「発生してから対応する（事後対応）」という考え方でなく、「問題の発生を抑える（未然防止）」という考え方のもとに、生徒指導の体制づくりを行う。

【関係機関等との連携】

○　ＳＣやＳＳＷを活用し、日頃から相談しやすい環境を整える。
○　家庭環境に留意が必要な子供について、家庭児童相談室と連携して指導にあたる。
○　地域の様子について、民生児童委員、地区役員との情報交換を密にする。

いじめ対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任
ＳＣ・ＳＳＷ・子育て応援課・市教委
（事案に応じて、柔軟に編成する。）

全教職員

【未然防止】

○　学級会や学年集会を通して、勇気付けやリフレーミング等、良好な人間関係構築等について考える場を設定する。
○　あたたかい言葉遣い、勇気付けができる集団を育てる。
○　道徳授業において、いじめを許さない心情を深めるとともに、人権意識の高揚を図る。
○　難しいことに挑戦したり、新しいものをつくりあげたりする活動を通して、達成感や自己有用感、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

【早期発見】

○　毎日の健康チェックを行い、日常の交流を通して、子供たちの表れに常に気を配る。
○　年４回、学校生活アンケートを実施し、子供たちの実態把握に努める。（５月、９月、１１月、１月に実施）
○　日ごろから保護者や子供たちの声を聴き、継続的なカウンセリングの実施・相談体制の充実をはかる。
○　より広い視野からの児童理解を図るため、教師間での情報交換を行う。

【早期対応】

○　生徒指導主任を中心に、編成者及び対応方針の決定・役割分担を行う。
○　担任を中心に、関係職員や養護教諭等、子供が話しやすい教員が対応にあたる。
○　早急に解決を図ったり、一方的に判断・評価をしたりせず、悔しさや辛さに耳を傾け共感しながら事実を聞く。（傾聴の姿勢）
○　事実をもとにチームで対応を協議し、速やかに家庭訪問し、事実を伝える等、その必要な措置をとる。

【継続支援・重大事態への対応】

○　解決を安易に判断せず、経過を見守り、いつでも相談できる状態を維持する。
○　定期的に対象児童や保護者に声かけや連絡を行い、関係維持と情報共有を行う。
○　学級活動や学校行事を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
○　重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告するとともに、対応チームを組織し、迅速に事実関係の確認に努める。